

## 美浦村広報紙広告掲載取扱要領

平成30年1月24日

告示第3号

改正 令和5年12月22日告示第178号

(趣旨)

第1条 この要領は、美浦村（以下「村」という。）が発行する「広報みほ」（以下「村広報紙」という。）への広告掲載の取扱いに関し、美浦村広告掲載要綱（平成23年美浦村告示第129号。以下「要綱」という。）及び美浦村広告掲載詳細基準要項（平成23年美浦村告示第130号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 村は、村広報紙上に、村政情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うことができる。

2 村広報紙に広告を掲載できる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準要綱に定めるところによる。

3 広告は、本村の広告媒体としての広報紙の品位、公共性及び公益性を妨げないもので、村民に不利益を与えないものとする。

(広告の掲載位置・期間)

第3条 村広報紙に掲載する広告の掲載位置は、誌面の配置などを勘案した上で、村長が決定する。

2 広告の掲載期間は、年度（4月～翌年の3月）を基準とする。ただし広告掲載枠の空き状況により1カ月を単位として掲載することができるものとする。

(広告の規格・枠数・掲載料等)

第4条 村広報紙に掲載する広告の規格、枠数及び年度当たりの広告掲載料、空き状況による1カ月単位の掲載料は、次とおりとする。ただし、村長は、状況に応じこれらを変更することができるものとする。

規格（縦×横）	掲載位置	枠数	広告掲載料（年）	広告掲載料（月）
40mm×85mm （カラー）	ページ下段 （裏表紙含む）	8枠	50,000円	4,500円

2 広告の配置は、村長が指定するものとする。

3 掲載枠に空きがある場合は、2枠を合併した枠（全枠 縦40mm×横170mm）として申込みできるものとする。この場合の広告掲載料は、第1項に規定する広告掲載料の2枠分として換算する。

(広告主の募集)

第5条 広告主は、村広報紙、村ホームページ等を通じて公募する。

(広告掲載の申込み)

第6条 村広報紙への広告の掲載を希望する者は、美浦村広報紙広告掲載申込書(様式第1号)により、村長の指定する期間に、村に申請するものとする。なお翌年度分の掲載申請書の受け付けは、当該年度の2月初旬の村長の指定する日に開始する。

2 広告掲載枠の空き状況による広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の前々月の末日までに村に申請するものとする。この場合は先着順により掲載者を決定する。

(広告主の決定)

第7条 村は前条の規定による申請を受理したときは、要綱、基準要項に基づき審査を行い、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の申込みが予定の広告掲載スペースを超えるときは、次の順位により決定する。ただし、これにより難しい場合は、抽選を実施し広告主を決定する。

(1) 村内に本店、営業所、店舗等を有する事業所

(2) 前号に掲げる以外のもの

3 村は、前2項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、美浦村広報紙広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた広告主は、承諾書(様式第3号)により受諾書を提出するものとする。

(広告原稿の作成)

第8条 広告の原稿は原則として広告主が作成するものとする。

2 広告主は、村長の指定する期日までに、村の指定する方法により広告原稿を村に提出するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主は、村長の指定する期日までに、広告掲載料を村の指定する納入通知書により納付しなければならない。

2 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

3 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(広告掲載決定の取り消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、第7条による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が第9条に規定する期限までに広告掲載料を納付しないとき

(2) その他広告の掲載に支障が生じたとき

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、美浦村広報紙広告掲載取消決定通知書（様式第4号）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、村と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、村が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年12月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の美浦村広報紙広告掲載取扱要領の規定は、令和6年4月1日以後に掲載する広告から適用し、同日より前に掲載する広告については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

美浦村広報紙広告掲載申込書

美浦村長 殿

申込者 所在（住所）

名称

代表者名

㊟

担当者名

電話番号

F A X

美浦村広報紙広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載広告

(1) 広告を希望する村広報紙（希望する箇所にチェックをしてください。）

- 年4月号 ～ 翌年の3月号まで
- 年 月号（広告掲載枠に空きがある場合）

(2) 掲載希望枠（希望する箇所にチェックをしてください。全枠は広告掲載枠に空きがある場合のみ選択できます。）

- 1 枠（縦40mm×横85mm）
- 全枠（縦40mm×横170mm）※ 2 枠を合併した枠

2 申込者の業種 \_\_\_\_\_

3 掲載する内容（広告の内容案を記載、または添付してください。）

- 4 遵守事項
- ・美浦村広告掲載要綱
  - ・美浦村広告掲載詳細基準要項
  - ・美浦村広報紙広告掲載取扱要領
  - ・募集要項や広告仕様書等に定めるもの

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

殿

美 浦 村 長

美浦村広報紙広告掲載可否決定通知書

年 月 日付で申込みのありました美浦村広報紙への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 申込内容

(1)掲載する広告のサイズ等

(2)掲載期間

2 決定区分

掲載する

掲載しない（理由： ）

3 広告掲載料

円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 納入期限・広告データ原稿提出期限

年 月 日

5 その他

様式第3号（第8条関係）

承 諾 書

年 月 日

美浦村長 殿

所在（住所）

名称

代表者名

⑩

美浦村広報紙への広告掲載決定に当たり、下記の内容について承諾します。

記

1 掲載する広告の規格等

(1)掲載する広告のサイズ等

(2)掲載期間

2 掲載する広告の内容 別添広告原稿案のとおり

3 広告掲載料 円

4 掲載料納入期限・広告データ提出期限 年 月 日

5 広告原稿提出方法 村の指定する方法で入稿

6 その他

- ・ 広告の内容については、美浦村の指示に従います。
- ・ 美浦村広告掲載要綱、美浦村広告掲載詳細基準要項、美浦村広報紙広告掲載取扱要領及び別紙仕様書等を了承のうえ、履行します。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

殿

美 浦 村 長

美浦村広報紙広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで決定した美浦村広報紙の広告掲載について、下記のとおり取消の決定をいたしましたので通知します。

記

- 1 決定区分 広告掲載決定の取消
- 2 取消理由